

高知県専門学校授業料等減免費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第7条第1項の確認を受けた県内に所在する専門学校（以下「確認大学等」という。）の設置者に行う法第8条第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用の交付について、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「政令」という。）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法政令」という。）に定めるもののほか、高知県専門学校授業料等減免費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、確認大学等の設置者における授業料等減免に要する費用について県が交付し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び額)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、確認大学等の設置者が、省令で定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費を、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする確認大学等の設置者は、別に定める期日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を別記第2号様式に示した交付決定通知書により確認大学等の設置者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この項において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 交付の申請が県に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(申請の取下げ)

第 6 条 前条第 1 項の交付決定の通知を受けた確認大学等の設置者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第 7 条 確認大学等の設置者は、授業料等減免に係る業務及びこれに附帯する業務を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、授業料等減免の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(交付の変更)

第8条 確認大学等の設置者は、第5条第1項の交付決定の内容及び配分を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が交付目的の達成をより効率的にする場合で、授業料等減免の目的を変えない範囲内において行う場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付金の交付決定の内容及び配分の変更を承認するときは、別記第4号様式による変更交付決定通知書により、確認大学等の設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(中止又は廃止)

第9条 確認大学等の設置者は、授業料等減免を中止又は廃止しようとするときは、別記第5号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延の届出)

第10条 確認大学等の設置者は、授業料等減免が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は授業料等減免の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第6号様式による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、確認大学等の設置者に対し、授業料等減免の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 確認大学等の設置者は、交付金の対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときは、その日（廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から30日を経過した日）から30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合に、当該報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記第8号様式による交付金の額の確定通知書を確認大学等の設置者に通知するものとする。

- 2 知事は、確認大学等の設置者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、確認大学等の設置者に対し、期限を定めてその超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第 14 条 交付金の支払は、原則として前条第 1 項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、交付金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 確認大学等の設置者は、前項により交付金の支払を受けようとするときは別記第 9 号様式による交付金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 15 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 5 条第 1 項に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 確認大学等の設置者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 確認大学等の設置者が、交付金を授業料等減免以外の用途に使用した場合
 - (3) 確認大学等の設置者が、交付金に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、確認大学等の設置者に対し、当該命令に係る交付金を確認大学等の設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき交付金を確認大学等の設置者が納付する日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合この限りでない。
 - 4 第 2 項の規定に基づく交付金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(帳簿関係書類等の整備)

第 16 条 確認大学等の設置者は、交付金の経理について、交付金以外の経理と明確に区分

し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は設置者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第13条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。